（写真撮影等の制限）

第二百十五条　刑事訴訟に関する手続における写真の撮影、録音、録画又は放送は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければ、これをすることができない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

（判決宣告期日の告知・法第二百八十四条等）

第二百十六条　法第二百八十四条又は第二百八十五条に掲げる事件について判決の宣告のみをすべき公判期日の召喚状には、その公判期日に判決を宣告する旨をも記載し、又は記録しなければならない。

［2　略］

（映像等の送受信による通話の方法による公判前整理手続期日への出頭・法第三百十六条の七等）

第二百十七条の十一　裁判所又は受命裁判官は、法第三百十六条の七第二項又は第三百十六条の九第四項に規定する方法によつて公判前整理手続期日における手続を行う場合（検察官、弁護人又は被告人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、当該検察官、弁護人又は被告人に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他当該検察官、弁護人又は被告人の在席する場所が当該方法によつて手続を行うために適当であることを確認しなければならない。

（被告人の公判前整理手続期日への出頭についての通知等・法第三百十六条の九等）

第二百十七条の十二　［略］

2　弁護人は、法第五十四条の二第一項の方法により法第三百十六条の十の規定による求めに応じるときは、同条に規定する被告人と連署した書面の画像情報若しくは被告人との連署に代わる措置をとつた電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりするものとする。

3　裁判所は、前項の規定により被告人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

4　第二項に規定する連署に代わる措置については、第十七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者」とあるのは、「被告人」と読み替えるものとする。

（公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定の送達・法第三百十六条の十一）

第二百十七条の十三　［略］

（公判前整理手続期日における決定等の告知）

第二百十七条の十四　［略］

（決定の告知・法第三百十六条の五）

第二百十七条の十五　［略］

（公判前整理手続調書の記録要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十六　公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

四　法第三百十六条の七第三項の規定により手続をしたこと及び同一構内（同項に規定する同一構内をいう。）以外にある場所に在席した裁判官の官氏名

五　［略］

（公判廷の写真撮影等の制限）

第二百十五条　公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これをすることができない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

（判決宣告期日の告知・法第二百八十四条等）

第二百十六条　法第二百八十四条又は第二百八十五条に掲げる事件について判決の宣告のみをすべき公判期日の召喚状には、その公判期日に判決を宣告する旨をも記載しなければならない。

［2　同上］

［新設］

（被告人の公判前整理手続期日への出頭についての通知・法第三百十六条の九）

第二百十七条の十一　［同上］

［新設］

［新設］

（公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定の送達・法第三百十六条の十一）

第二百十七条の十二　［同上］

（公判前整理手続期日における決定等の告知）

第二百十七条の十三　［同上］

（決定の告知・法第三百十六条の五）

第二百十七条の十四　［同上］

（公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十五　公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

［新設］

四　［同上］